

重要事項説明書
(老人デイサービス事業)

当事業所が提供する上記通所介護の内容に関し、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の所在地	(〒431-0423) 静岡県湖西市新所岡崎梅田入会地 17番地の20 TEL053-577-4511
事業者の名称	社会福祉法人 南浜名湖会
代表者氏名	理事長 山口 萬知子

事業所の所在地	(〒431-0423) 静岡県湖西市新所岡崎梅田入会地 17番地の20 TEL053-577-4511
事業所の名称	老人デイサービスセンター光湖苑
事業所番号(介護保険)	静岡県 第2278400011号 指定年月日 平成12年2月1日
通常事業の実施地域	静岡県 湖西市及び豊橋市中原町
総合事業の実施地域	静岡県 湖西市

2 事業所の職員の概要

令和 7年 4月 1日 現在

職 種	員 数	勤 務 の 体 制			
		常 勤	常勤兼務	非常勤	非常勤兼務
管理者	1人	○	○		
生活相談員	2人以上	○	○	○	○
機能訓練指導員	2人以上	○	○	○	○
看護職員	2人以上	○	○	○	○
介護職員	5人以上	○	○	○	○
運転手	2人以上			○	○

3 通所介護施設の概要

区 分	通常規模型 (1単位)	通常規模型 (2単位)
定 員	20人	25人
食 堂	83.41㎡	144.81㎡
機能訓練室	28.58㎡	25.17㎡
浴 室	88.37㎡	78.79㎡
休養室	30.84㎡	10.35㎡
相談室	12.94㎡	7.27㎡
便 所	17.86㎡	23.05㎡
介護者教育室	23.17㎡	23.17㎡ (共用)
送迎車	5 台	

4 サービスの提供日及び提供時間

区 分	通常規模型 (1単位)	通常規模型 (2単位)
サービスの提供日 提供時間	毎週月曜日～金曜日 (AM10:15～PM3:30)	毎週月曜日～土曜日 (AM10:15～PM3:30)
営業しない日	毎週土日曜日 年末年始(12/30～1/3)	毎週日曜日 年末年始(12/30～1/3)
受付日 受付時間	毎週月曜日～金曜日 (AM8:15～PM5:15)	毎週月曜日～土曜日 (AM8:15～PM5:15)

5 通所介護の運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。

6 利 用 料 金

- ① 当事業所の通所介護の提供（介護保険適用部分）に際し、利用者が負担する利用料金は、負担割合証に応じた額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額負担となります。

通常規模型 基本単位（1回につき） 提供時間（5時間以上6時間未満）

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型（1・2単位） （併設型）	570単位	673単位	777単位	880単位	984単位

その他サービス利用に係る加算（1回につき）

入浴介助加算（Ⅰ）	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
40単位	6単位

通所介護相当サービス 基本単位及びその他サービス利用に関わる加算

提供時間（5時間以上7時間未満）

区 分	事業対象者 要支援1	事業対象者 要支援2	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 事業対象・要支援1	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 事業対象・要支援2
通常規模型 (1・2単位) (併設型)	(月額) 1798単位	(月額) 3621単位	(月額) 24単位	(月額) 48単位

- 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)は、（基本単位＋その他サービス利用に関わる加算）×9.0%を乗じた単位数を算定します。
- 地域区分単位（湖西市：その他）は、1単位10円になります。
- 基本単位、加算の変更、利用時間の短縮の減算等につきましては、介護保険法令の定める基準により算定します。

② その他の費用

- 食費（昼食代 600円 おやつ代 150円） 計 750円
※月に一度 喫茶特別おやつ代（喫茶さば実施日） 200円
- 特別食に係る費用（行事・季節にちなんだ昼食の提供） 実費
- 嗜好品に係る費用（コーヒー（昼食後希望者のみ提供）） 1杯100円
- オムツ代等、その他の日常生活において通常必要とされる費用 実費
- レクリエーションに係る費用（教材を使用した制作）
※使用する教材により料金は変更されます。
- 通常の事業の実施地域外へお住まいの方で、サービスを利用される場合の送迎費用は下記のとおりです。
 - ・ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね15km未満 440円
 - ・ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね15km以上 880円
- 時間延長サービス 延長時間30分につき 250円（ただし、17:00まで）
- ※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、その他の費用を相当な額に関係機関と相談のうえ変更することがあります。この場合、変更を行う前に説明いたします。

③ 料金の支払方法

利用1ヶ月分を翌月27日（休日の場合は翌営業日）に指定口座より引落としします。指定口座より引落とせない場合は現金で支払います。

④ 取消料(キャンセル料)

利用者の都合により通所介護の提供をキャンセルされる場合には、下記の料金をいただきます。ただし、体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

サービス利用日の前々日まで	無 料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の100% 及び食材料費

⑤ その他

利用者の被保険者証に支払い方法の変更の記載（保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）がある場合は、費用の全額を支払っていただきます。この場合当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、市町村の窓口で負担割合証に応じた額の払戻しを受けていただきます。

7 サービスの利用方法

① 利用開始

- 居宅サービス計画等を依頼している居宅介護支援事業者等へ連絡していただき、当事業所の利用の相談をしてください。その後申込みいただきましたら当事業所の担当職員が通所介護の内容等につきまして、説明いたします。
- この重要事項説明書により同意を得て契約後、当事業所の担当者が通所介護計画等を作成し、サービスの提供を開始します。

② サービスの終了

- 利用者の都合でサービスを終了する場合
居宅介護支援事業者等へ連絡していただき、終了する日の1ヶ月前までに文書で通知してください。
- 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合があります。この場合は、1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- 自動終了
次の場合は、サービスは自動的に終了となります。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 利用者の要介護度が非該当（自立）と認定された場合
 - ・ 利用者が死亡した場合
- その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちに契約を終了することができます。
 - ・ 利用者がサービスの利用料金を支払わないとき、利用者が当事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了する場合があります。
 - ・ 他の利用者、従業者の心身に危害が生じ、又は生ずる恐れのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難となったとき。（相当な期間の経過を見て）

8 サービスの内容

当事業所が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

- 送 迎 （マイクロバス・ワゴン車で、職員が付き添いご自宅まで送迎します。）
- 食 事 （栄養士が献立をたて、利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。） 食事時間（12時00分～12時45分）
- 入 浴 （身体状況、健康状態に配慮し、一般浴槽（手摺り付）・特殊浴槽（機械浴）を使用して入浴します。）
- 排 泄 （排泄の自立を促すため、身体能力を最大限に活用した援助を行います。）
- 機能訓練 （看護職員により心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復及び維持するための訓練を行います。）
- 余暇活動 （生活機能の維持向上と心身のリフレッシュを図るためグループや個別で体操やレクリエーションなどを楽しんでいただきます。）
- 健康管理 （看護職員及び介護職員が、健康チェック、口腔ケア等の健康管理を行います。）

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の容体に急変等があった場合、通所介護従業者は主治医に連絡する等必要な措置を講じます。

主 治 医 名	氏 名	
	連絡先	
緊 急 連 絡 先	氏 名	
	連絡先	

10 非常災害対策

非常時の対応	別に定める特別養護老人ホーム光湖苑及び老人デイサービスセンター光湖苑「消防計画」により対応します。
近隣と協力関係	市消防署等と連携を密にし、近隣の住民や会社等へ応援を働きかけます。
平常時の防災訓練	別に定める「消防計画」により防災訓練を実施します。
防災設備等	消火器具（スプリンクラー・屋内消火栓・消火器）・自動火災報知設備・火災報知設備・非常通報装置（消防署直通）・誘導灯・非常口・非常用電源・ガス漏れ警報機・カーテン等（防災物品）
消防計画等	消防署届出年月日 平成28年 9月 1日 防火管理者 施設長 高木 清里

11 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口にて受付けます。

（苦情相談窓口）

老人デイサービス センター光湖苑 （1・2単位）	担当者	氏 名	連絡先（電話番号）
	苦情解決責任者	彦坂 克己	053-577-4511
	受付担当者	疋田 聖子	又は053-577-5311

第三者委員	氏 名	住 所	連絡先(電話番号)	
	池田 庸美	湖西市吉美2048番地の2	053-575-0720	元湖西市役所職員
	戸田 真一	湖西市神座119番地の3	053-594-0301	司法書士 湖西市行政不服審査会 委員

湖西市役所高齢者福祉課	湖西市古見1044番地 健康福祉センター内	053-576-1104（介護保険係）
		053-576-1212（長寿係）
静岡県国民健康保険団体連合会	静岡市葵区春日2-4-34	土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く平日 8:30～17:15
		054-253-5590
豊橋市役所長寿介護課	豊橋市今橋町1番地	土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く平日 9:00～17:00
		0532-51-2359
		土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く平日 8:30～17:15

12 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	(2) なし		

13 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は虐待の発生又は虐待の再発を防止する為、委員会の設置、指針の整備、研修及び怪我の防止訓練等の必要な処置を講じます。

14 感染予防の取り組み

当事業所は事業所内において感染症が発生したり、まん延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び感染対策訓練等の必要な処置を講じます。

15 特別な状況における介護について

身体拘束廃止について

当事業所は指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第8条第3項の「サービスの提供に当たっては当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受け、利用者様の人権を尊重すると共に日常生活のケアの充実を図り事業所内では一切の身体拘束を行わないという「身体拘束ゼロ宣言」を令和3年9月20日に県福祉指導課に提出しています。

(1) 日常ケアの見直し

ご契約者様がより人間らしく活動的に生活していただくために

①ご契約者様の立場に立ち、一人ひとりの人権を尊重した対応に努めます。

②ご契約者様の状態により日常的に起こり得る状況や明らかに予測される状況について、事前予防的に「拘束をしない介護」の工夫を検討します。

③ご契約者様が落ち着いた生活が過ごせるような環境整備に努めます。

(2) ご契約者様及びご家族様への説明

①ご契約者様及びご家族様より「身体拘束等行動制限」を前提とした入所の依頼があった場合は当事業所が「身体拘束ゼロ宣言」宣誓施設であることをお伝えしご契約者様やご家族様と十分に話し合い、拘束をしないリスクやメリットについての理解を得て「転落予防」「怪我等の予防」であっても「拘束をしない介護」に努めます。

②「拘束をしない介護」の工夫をしても転倒による骨折や怪我等の事故が発生する可能性はありますが、それでもご契約者様が人間らしく活動的に生活していただくために、「拘束をしない介護」に努めご契約者様の人権を守ります。

(3) 身体拘束廃止に向けた委員会及び研修について

①拘束の廃止も事故防止に向けた「リスク管理委員会」を月1回設置します。

②事業所内の日常的ケアを見直し、契約者様が人として尊重されたケアが適切に行われているか検討します。

③年2回職員に対し身体拘束廃止に関する研修を行います。

年 月 日

(事業者)

通所介護の提供に当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定事業所 老人デイサービスセンター光湖苑

説明者 職 氏 名

㊞

(利用者)

この説明書により、通所介護の重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

㊞

家族又は代理人 住 所

氏 名

㊞